

警察署の内部組織に関する訓令

平成13年8月13日
本部訓令第19号

警察署の内部組織に関する訓令を次のように定める。

警察署の内部組織に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、署の内部組織に関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(課)

第2条 署に置くことができる課は、次に掲げる13課とする。

- 警務課
- 留置管理課
- 会計課
- 生活安全課
- 地域課
- 地域交通課
- 刑事課
- 刑事第一課
- 刑事第二課
- 刑事生活安全課
- 交通課
- 警備課
- 外事課

(係及びその分掌事務)

第3条 署の課に置くことができる係及びその分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 警務課

係名	分掌事務
警務係	総務部及び警務部の各課（会計課及び留置管理課を除く。）の所掌に関する事項並びに署長の特命に関する事項
支援係	
通信係	
用務係	
留置管理係	総務部留置管理課の所掌に関する事項
護送係	
看守係	

(2) 留置管理課

係名	分掌事務
留置管理係	総務部留置管理課の所掌に関する事項
護送係	
看守係	

(3) 会計課

係名	分掌事務
会計係	総務部会計課の所掌に関する事項及び警務部警務課の所掌するもののうち、給与に関すること。

(4) 生活安全課

係名	分掌事務
相談係	生活安全部の各課の所掌に関する事項
生活安全係	
少年係	
捜査係	

(5) 地域課

係名	分掌事務
警ら係	地域部地域課及び通信指令課の所掌に関する事項
地域企画係	
指令係	
指導係	
自動車警ら係	
地域係	

(6) 地域交通課

係名	分掌事務
地域企画係	地域部地域課及び通信指令課の所掌に関する事項
自動車警ら係	
交通係	交通部の各課（交通機動隊及び高速道路交通警察隊を除く。）の所掌に関する事項

(7) 刑事課

係名	分掌事務
捜査庶務係	刑事部の各課（鑑識課、科学捜査研究所及び機動捜査隊を除く。）の所掌に関する事項
管理指導係	
捜査係	
強行犯係	
盗犯係	
知能犯係	
組織犯罪対策係	
薬物銃器係	
暴力犯係	
鑑識係	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に関する事項

(8) 刑事第一課

係名	分掌事務
捜査庶務係	刑事部刑事総務課、捜査第一課及び捜査第三課並びに組織犯罪対策本部国際捜査課の所掌に関する事項
管理指導係	
捜査係	
強行犯係	
盗犯係	
鑑識係	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に関する事項

(9) 刑事第二課

係名	分掌事務
捜査庶務係	刑事部刑事総務課及び捜査第二課並びに組織犯罪対策本部組織犯罪対策課、薬物銃器対策課、捜査第四課及び国際捜査課の所掌に関する事項
捜査係	
知能犯係	

組織犯罪対策係	
薬物銃器係	
暴力犯係	

(10) 刑事生活安全課

係名	分掌事務
捜査庶務係	刑事生活安全課の庶務に関する事項
強行犯係	刑事部の各課（鑑識課、科学捜査研究所及び機動捜査隊を除く。）の所掌に関する事項
盗犯係	
知能犯係	
組織犯罪対策係	
薬物銃器係	
暴力犯係	
鑑識係	刑事部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に関する事項
生活安全係	生活安全部の各課の所掌に関する事項
保安係	

(11) 交通課

係名	分掌事務
庶務係	交通部の各課（交通機動隊及び高速道路交通警察隊を除く。）の所掌に関する事項
交通安全係	
規制係	
送致係	
指導・支援係	
事故捜査係	
指導取締係	
通告係	

(12) 警備課

係名	分掌事務
警備係	警備部の各課（機動隊を除く。）の所掌に関する事項。ただし、外事課を置く署にあっては、警備部外事課の所掌するものを除く。

(13) 外事課

係名	分掌事務
外事係	警備部外事課の所掌に関する事項